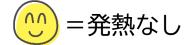
インフルエンザ 出席停止期間早見表

インフルエンザ発症後の登校可能な日は、学校保健安全法により発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過してからとされています。

- ①インフルエンザを発症してから5日経っていること(発 熱した翌日を1日目とする)
- **②熱が下がってから2日経っていること** この**2**つの条件をどちらも満たす必要があります。

発熱期間	0 日	1日	2 日	3 日	4 日	5日	6 日	7日	8日
2日間	(Pictor)	IN COLUMN TO THE PARTY OF THE P					(0	O
3日間	IFI CHILLING	IN COLUMN TO THE PARTY OF THE P	IN COLUMN TO THE PARTY OF THE P				①	O	•
4 日間	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	IN COLUMN TO THE PARTY OF THE P	IN COLUMN TO THE PARTY OF THE P	IN COLUMN TO THE PARTY OF THE P			(O	O
5 日間	I COLOR	IN COLUMN TO THE PARTY OF THE P	IRIUTU INTIUTU	IN COLUMN TO THE PARTY OF THE P	IN COLUMN TO THE PARTY OF THE P			(•
6 日間	I RICH	INITIAL IN	INITIAL IN	INITIAL IN	INITIAL INTERPORT	INITIAL INTERPORT			
	発熱 初日					下熱	下熱 1日目	下熱 2日目	登校 0K!







※ 発熱初日と解熱した日は発熱期間に含みます